平成２３年（フ）第３５１号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―257号
債務者　今中　孝剛
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９７３号
札幌市東区北11条東６丁目１番22―201号
債務者　追出町定一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津谷圭司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２９号
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番５―903号
債務者　野口　幸隆
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８７号
兵庫県西宮市越水町11番27―102号
債務者　熊谷ひとみ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５４号
群馬県富岡市岩染146番地
債務者　桐生　　篤
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小此木　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２２号
高知市若草町16番６号
債務者　門田　智裕
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安岡　幸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１号
沖縄県名護市宮里４丁目13番７号
債務者　山川　雅也
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１３号
沖縄県名護市東江５丁目14番５号
債務者　志良堂悦子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３８号
宮城県石巻市塩富町１丁目６番33号
債務者　阿部　典子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
大阪府岸和田市上野町西16番20号
債務者　川端　則子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
兵庫県川西市栄町27番７―301号
債務者　松本　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５５号
愛知県犬山市大字橋爪字石畑35番地３　１棟407
債務者　工藤マリアこと　ＰＡＲＥＤＥＳ　ＤＥ　ＫＵＤＯ　ＭＡＲＩＡ　ＹＮＥＳ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３号
秋田県横手市下八丁字上境田80番地
債務者　神原　邦男
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４３号
秋田県横手市柳田字笹崎111番地３
債務者　門脇　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６５号
山形県東村山郡中山町大字長崎2634番地１
町営広瀬住宅122号
債務者　矢口　　亮
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
山形県天童市鎌田本町２丁目６番29―501号
ファーストステージ舞鶴公園壱番館
債務者　齋藤　正子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
山形県上山市弁天２丁目６番15号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
山形県東根市大字蟹沢2110番地174
債務者　安達　国子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部